

## 岡山県医療DX推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 当面の医療需要の増加に対応しつつ、県内のどこに住んでいても、安全で質の高い医療を受けられる体制を実現するための医療DXの取組について、県や市町村、医療関係者等が課題の整理や具体的な方策を協議する岡山県医療DX推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県内医療関係施設の医療DXの推進に向けた課題整理等の検討に関する事項
- (2) 医療DXの理解促進に関する事項
- (3) 医療DXの動向における情報共有に関する事項
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第3条 協議会の委員は、保健医療関係者、有識者、行政関係者等から知事が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議事項に関して専門的知識を有する者等を会議に出席させることができる。

### (部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療部医療推進課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。

## 岡山県医療DX推進協議会委員名簿

(任期：令和7年8月12日から令和9年3月31日まで)

区分	団 体 名	職 名	氏名
医療関係団体	岡山県医師会	会長	松山 正春
	岡山県医師会	常任理事	合地 明
	岡山県病院協会	理事	松本 健五
	岡山県歯科医師会	副会長	石戸 善一郎
	岡山県薬剤師会	常務理事	森山 圭
	岡山県看護協会	会長	二宮 一枝
	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	会長	菅崎 仁美
有識者	川崎医療短期大学	学長	秋山 祐治
	岡山プライマリ・ケア学会	会長	福嶋 啓祐
行政関係団体	岡山県市長会	会長	栗山 康彦
	岡山県町村会	会長	小倉 博俊
	岡山県保健所長会	会長	岩瀬 敏秀
	岡山県保健医療部	部長	辰巳 秀爾